



情報館② 個別避難計画

健康福祉政策課 ☎382-9012 📠382-7607 ✉kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp
 長寿社会課 ☎382-7935 📠382-7607 ✉chojushakai@city.suzuka.lg.jp
 障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607 ✉shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

災害時要援護者台帳が「個別避難計画」に替わります

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者などが、災害時などに地域から支援を受けるため、災害時要援護者台帳の整備を進めてきましたが、令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、今後は災害時要援護者台帳に替わって、避難場所や避難経路などの情報を新たに追加した「個別避難計画」の作成を進めていきます。



災害時の安否確認などに活用

個別避難計画とは、災害時に避難などの支援を必要とする方(避難行動要支援者)一人一人に合わせて「誰が支援して」、「どこに避難するか」などを記載する計画です。

計画に記載された情報は、民生委員・児童委員、自治会長など避難支援等関係者が共有し、災害時の安否確認などに活用されます。

※計画を作成することで、優先的に避難や援助を受けられるものではありません。

個別避難計画を作成して安全安心につなげましょう

避難行動要支援者には、希望により登録される方と自動的に登録される方がいます。

自動的に登録される方へは、市から案内を順次送付します。案内を受けた方のうち、個別避難計画の作成・個人情報の提供に同意した方は、計画を作成していただきます。



※施設入所者は、登録できません。

■希望により避難行動要支援者として登録される方

対象	登録方法など
70歳以上の一人暮らしの方	民生委員・児童委員または長寿社会課へ
75歳以上のみの世帯の方	
70歳以上のみの世帯で、要介護3から5の方がいる世帯の方	
要支援1・2または要介護1・2の一人暮らしの方	※担当区域の民生委員・児童委員が登録の案内のため伺うことがあります。
療育手帳B1・B2を持つ一人暮らしの方	
精神障害者保健福祉手帳3級を持つ一人暮らしの方	障がい福祉課へ
難病患者の方	
上記に準ずる状態で支援が必要で登録を希望する方	健康福祉政策課へ

■自動的に避難行動要支援者として登録される方

対象	登録方法など
要介護3以上の方	市から個別避難計画の作成に関する案内を順次送付します。
身体障害者手帳1級または2級を持つ方	
療育手帳A1またはA2を持つ方	※案内を送付する時期については、市ウェブサイトなどでお知らせします。
精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持つ方	
災害時要援護者台帳に登録のある方	

■避難支援等実施者について

個別避難計画の登録申出書に、災害時などに支援を行っていただける近隣に住む方を記入する「避難支援等実施者」欄があります。記入する際は、自身や家族の方が必ず実施者から了解を得てください。

避難支援等実施者に、義務や責任を課すものではありません。依頼を受けた際は、共に助け合う精神をご理解いただき、ご協力をお願いします。

個別避難計画の作成について詳しくは、市ウェブサイト(ページ番号1003203)をご覧ください。